

高知市地域おこし協力隊募集要領

(高知市中小企業支援コーディネーター業務)

高知市の中小企業の振興及び地域経済が持続的に成長できるよう、中小企業のニーズの掘り起こしや情報提供、商工会議所等の関係機関と協力・連携しながら、中小企業の成長に向けた行政と企業のつなぎ役、橋渡し役、調整役を担う高知市地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を募集します。

1 募集概要

(1) 募集人数

1名（中小企業支援コーディネーター）

(2) 募集目的

高知県のほぼ中央部に位置する県都・高知市は、人口約32万人の中核市です。北部には急峻な四国山地を有し、この支峰を源流とする鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。かつては土佐二十四万石の城下町として賑わい、その後は高知県の政治・経済・文化の中心として発展し、高知城や日曜市、桂浜など、高知の観光の拠点にもなっています。都市部には行政機関や商業施設など、高度な都市機能が集中していますが、自動車でも30分も走れば、自然豊かな中山間地域や田園地域、雄大な太平洋に面した沿岸地域が広がり、本市ではこれらがバランスよく調和したまちづくりをめざしています。

高知市の人口を見ると、他の地方都市と同様に少子高齢化が顕著となっており、特に18～29歳の若者世代の県外流出に歯止めが掛からない状態が続いています。産業においては、県内の豊かな食材や都市機能を活かした宿泊・飲食サービス・小売・医療・福祉などの第三次産業が総生産の約9割を占めていますが、人口減少の加速化による産業の衰退が危惧されています。物価高騰や人材不足など、社会状況の変化への対応が求められる中で、本市の事業者の約99%を占める中小企業の成長・活躍に大きな期待が寄せられています。

高知市の中小企業の振興を図るためには、企業の経営努力はもちろんのこと、様々な施策において、高知市、中小企業関係団体、金融機関等が互いに連携して推進することが重要です。これらの関係機関と中小企業をつなぐ橋渡し役となる業務を、「民間」の目線を持つ地域おこし協力隊員が担うことによって、新しい視点で中小企業を支援し、地域経済の発展に寄与することになります。

2 応募資格

次の(1)～(8)の要件を全て満たす方とします。

- (1) 現に3大都市圏をはじめとする都市地域又は条件不利区域を除く一部条件不利地域に住所があり、地域おこし協力隊として採用決定後から採用開始までの間に生活の拠点を高知市に移すことができる（住民票の異動が必須）

【参考】

地域要件については、総務省のホームページで確認していただくか、「8 提出・問い合わせ先」までお問い合わせください。

※ 総務省ホームページ「地域要件確認表」はこちらをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf



- (2) 心身ともに健康で、かつ高知市の中小企業支援コーディネーター業務について積極的に取り組む意

欲と情熱を持った方

- (3) 隊員としての活動期間終了後も、高知市に定住し、就業又は起業等により高知市内に定住する意欲のある者
- (4) 市内企業や庁内の様々な部署の職員と積極的にコミュニケーションを図り、中小企業の振興及び地域経済の持続的な成長に向けて従事できる方
- (5) 普通自動車運転免許を所持し、実際に運転できる方
- (6) パソコンの基本操作（ワード・エクセルによる文書作成・表計算，メール・google サービス等の利用）ができる方
- (7) 次の①～④に該当しない方（地方公務員法第 16 条の欠格条項）
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ② 高知市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 活動内容について

隊員の活動は、高知市地域おこし協力隊の就業等に関する要綱（令和 3 年 7 月 20 日制定）に基づき、次のような活動を行います。

【ミッション】高知市中小企業支援コーディネート業務

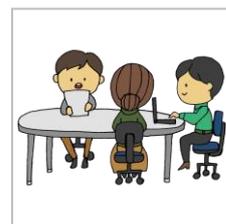
① 民間目線を活かした情報提供、情報収集などによる事業者支援

高知市内の中小企業や関係団体を訪問し、市の各種支援施策や取組を紹介するとともに、コミュニケーションを取る中で企業の顕在的なニーズだけでなく、潜在的なニーズを引き出すことで、民間目線を取り入れた新たな企画づくりに携わり、職員と協力して施策の立案につなげる。



② 地域経済の持続的な成長を目指した新しい取組に向けた調整

民間企業等で培った経験を活かして、「市内企業への若者の定着」「創業や企業誘致を通じた産業イノベーションの促進」「外部人材の活用による企業内でのイノベーションの醸成」「若者や女性が活躍する環境づくりの推進」、「新産業創出」などの新しい取組を、中小企業や関係団体等の声を聞きながら、実効性のある取組となるように調整する。



③ 企業情報のデータベース化と効果的な情報発信

上記①②のコーディネート業務を通じて企業から得た情報を収集・整理し、業種や業態別の企業傾向や動向を分析・把握し、戦略的な企画づくりや施策の立案を職員と協力して進めるとともに、必要な情報を必要な企業に伝えるなどの効果的な情報発信をすることで、中小企業の振興につなげる。



④ その他中小企業支援に係る活動

中小企業支援を円滑に進めるため、産業政策課職員と協力して業務に従事する。

【参考】

※ 高知市産業政策課のホームページ等は下記をご参考ください。

高知市産業政策課 ホームページ	https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/40/	
--------------------	---	---

4 任用形態及び任用期間

任用形態は会計年度任用職員となり、任用期間は令和7年4月1日（任用開始日は、採用決定後に相談可）から令和8年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、1年度単位で任用の更新を行い、最長で令和10年3月31日まで勤務できる予定です。

5 勤務条件等

(1) 勤務日及び勤務時間

勤務日は月曜日～金曜日のうちの4日間（ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)は除く。)とし、勤務時間は午前8時30分～午後5時15分（休憩1時間あり。）を基本とします（週31時間、勤務日は応相談）。

(2) 週休日及び休日

月曜日～金曜日のうち勤務日を除く日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）並びに祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)は休みですが、イベント等に従事するなど、週休日や祝日法による休日等に職務を行うことも想定されます。その場合は、原則勤務時間内での振替対応となります。

(3) 給与等

月額 179,280円（2年度目以降に昇給あり。）

※ 支給日は、原則として毎月16日です。

※ 別途、期末手当（6月・12月）・通勤に係る費用弁償等を支給します。

※ 給与等から社会保険料等の本人負担分、税金等が控除されます。

(4) 有給休暇等

年次有給休暇（初年度は7日間付与）、特別休暇（夏季休暇、生理休暇等）

(5) 保険等

社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入

(6) 兼業等

任期終了後の自立に向けた兼業は、勤務時間外、「5-(2) 週休日及び休日」に定める日において、業務に支障のない範囲で可能とします。ただし、兼業をする場合は市長に届け出る必要があります。

(7) その他

① 任用期間中の住居は、民間の賃貸借物件を各自で契約していただくことになります。なお、高知市からは予算の範囲内で、任用期間中の家賃の一部（1か月につき5万円以内）を補助する予定です。

② 勤務時間中は、活動に使用するパソコン・自動車（公用車）は、必要に応じて高知市が用意します。ただし、「5-(2) 週休日及び休日」に定める日に使用する自動車等は各自で手配してください。

③ その他活動に要する経費は、活動計画の内容に基づき、予算の範囲内で高知市が負担します。

6 応募方法等

(1) 応募方法

次に掲げる①～⑤の書類を「8 提出・問い合わせ先」に持参（週休日及び祝日法による休日を除く日の午前8時30分～午後5時15分とする。）又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

① 高知市地域おこし協力隊応募用紙（様式1）

応募条件確認及び応募動機等を記入してください。

② 履歴書

市販の履歴書に必要事項を記入の上、提出日から3か月以内に撮影した写真を添付してください。免許・資格等は活動内容に関わらず、できる限り記入してください。

③ 作文

「高知市の魅力と3年間の活動で掲げる私の目標」をテーマに、400字以上1,000字以内で作成し、提出してください。用紙サイズはA4で、書式は自由です。

④ 住民票の写し（提出日から3か月以内に発行したもの。）

⑤ 運転免許証の写し（普通自動車運転免許）

(4) 募集受付期限

令和6年12月2日（月） 17時（必着）

7 選考

(1) 1次選考（書類審査）

書類審査の上、12月上旬を目途に、結果を応募者全員に書面で通知します。合格者については、併せて電話等で連絡しますので、日中に連絡のとれる電話番号を応募用紙にご記入ください。

(2) おためし体験プログラム

1次選考の合格者を対象に、高知市において2泊3日のおためし体験プログラムを実施します。

① 実施日 令和6年12月20日（金）～22日（日）

② 行程（※予定）

日時	内容
12月20日（金） PM～（半日）	J R 高知駅集合→オリエンテーション→先輩地域おこし協力隊の活動紹介・ 質疑応答等→高知市内宿泊施設（泊） ※1日目のプログラム終了後、先輩移住者との交流会を予定しています。
12月21日（土） （終日）	高知市内ガイドツアー→募集ミッションに係る研修→高知市内宿泊施設（泊）
12月22日（日） AM～（半日）	体験プログラムに係る感想及び発表

③ 留意事項

- ・おためし体験プログラムの参加は2次選考のための必須条件となります。
- ・自宅～J R 高知駅の間に要する交通費、先輩移住者との交流に係る飲食費は個人負担となります。
- ・別途、現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも可能です（おためし体験プログラムの実施時間は除く）。現地案内等を希望される場合は、必ず事前にご連絡ください。

(3) 2次選考（面接）

1次選考を合格し、おためし体験プログラムに参加された方を対象に、2次選考を行います。面接の日時、方法等については別途お知らせします。

選考結果は、応募者全員に書面にて通知します。

8 提出・問い合わせ先

高知市役所 産業政策課 担当：有光・鎌田

〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1-45

TEL 088-823-9456 FAX 088-823-9492 E-mail kc-150600@city.kochi.lg.jp

9 留意事項

- (1) 令和7年度からの雇用については、当該年度の予算が成立することが条件での雇用となります。また、雇用開始から1か月間は条件付採用期間（試用期間に相当する期間）となりますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 提出された書類は、一切返却できません。また、提出された個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。
- (3) 応募に係る費用は応募者の負担となります。ただし、2泊3日のおためし体験プログラム参加に係る費用（宿泊費・食費等の滞在費・市内移動に係るバス代等）については、高知市で負担します（自宅～JR高知駅の間の交通費、先輩移住者との交流に係る飲食費は除く。）。
- (4) 審査の経過及び結果に関する問い合わせには応じられません。
- (5) おためし体験プログラム、面接及び任用等について、実施日や内容が変更となる可能性があります。
- (6) 不明な点がある場合は、週休日及び祝日法による休日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分の間「8 提出・問い合わせ先」にお問い合わせください。